

公 示

関税法第69条第1項の規定に基づく川崎税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する
公示（平成30年4月1日川掲示第1号）を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用すること
としたので、公示する。

令和4年6月30日

川崎税関支署長 柿原 成治

記

川崎税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 川崎税関支署及び川崎税関支署東扇島事務所構内
- 2 保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）